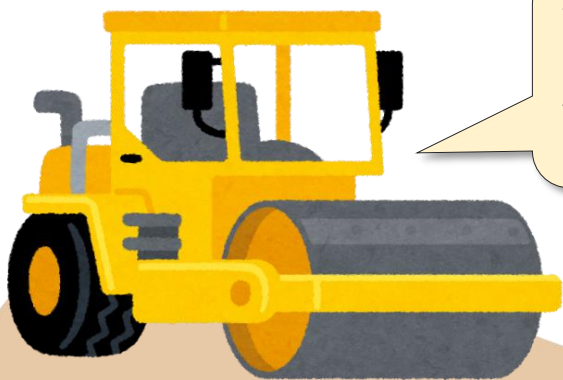


復興推進エリアでの宅地開発に 補助金を交付します



復興推進エリア（※）で
宅地を造成する際の道路の新設・拡幅に対し
補助金を交付します。
（※対象区域は裏面をご確認ください）

主な交付条件

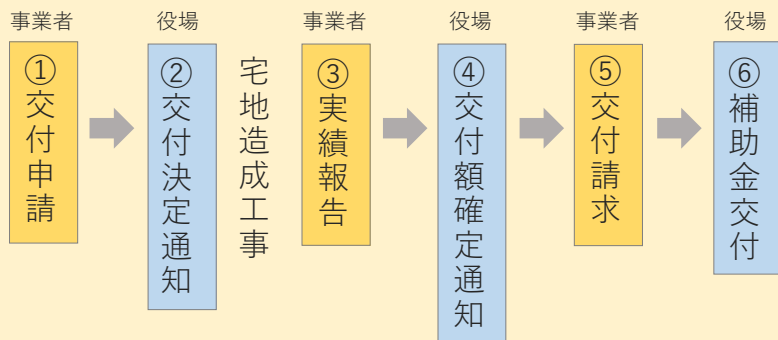
- ☐ 地区計画を策定し、開発許可を受けた事業であること
- ☐ 1区画あたりの面積が約60坪（200㎡）以上であること
- ☐ 新設・拡幅する道路の幅が6m以上であること

補助金額

- ・ 新設道路：総延長×5万円／m
- ・ 幅4m未満の既存道路の拡幅：総延長×2万円／m
- ・ 幅4m以上の既存道路の拡幅：総延長×1万円／m

※いずれも1m未満は切り捨て

手続きの流れ



詳しくはこちら



益城町宅地開発補助金

他にも要件等がありますので、詳細については下記までお問合せください。



熊本県 益城町
Mashiki Town

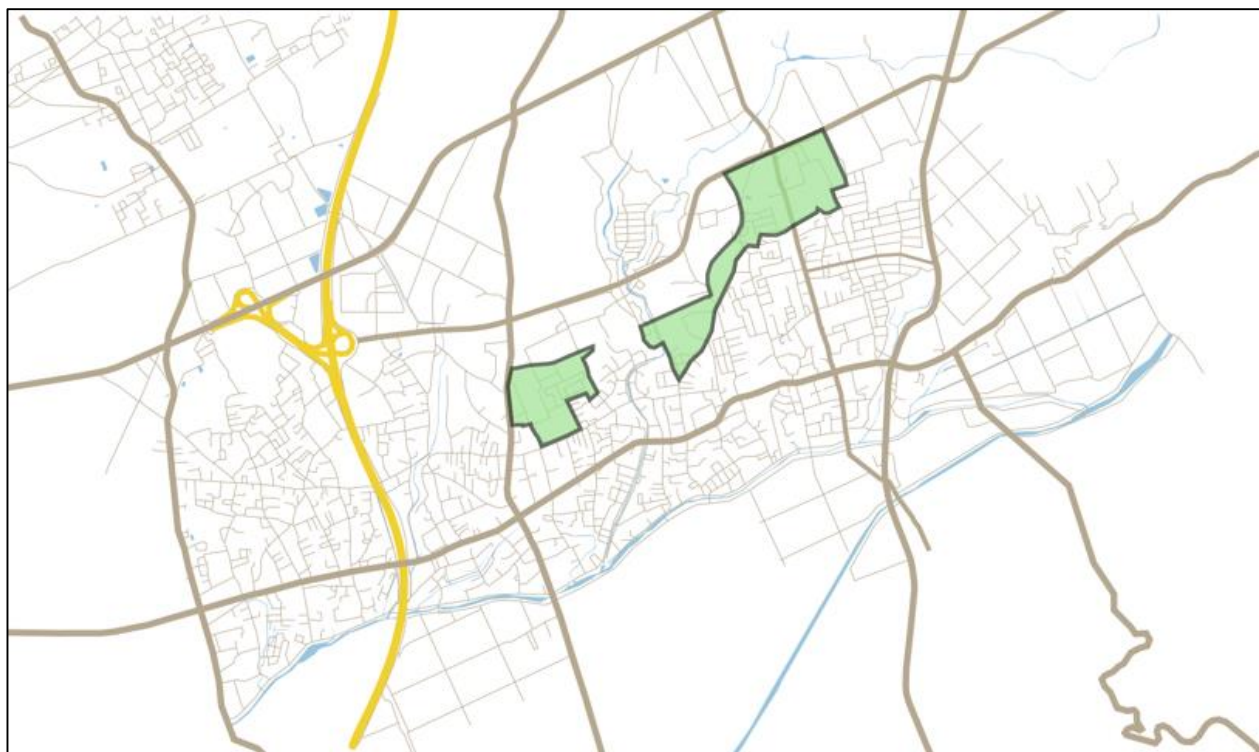
お問合せ先

益城町 企画財政課 復興企画係 TEL：096-286-3223

復興推進エリアとは

第6次益城町総合計画第2期基本計画に示す復興推進エリア内の指定区域（益城町立地適正化計画（令和4年3月策定）で定める居住想定区域）を指します。

※下記の緑色で着色しているエリアが対象区域です。



益城町全域



熊本県 益城町
Mashiki Town

お問合せ先

益城町 企画財政課 復興企画係 TEL：096-286-3223